

# インド財政における中央・州関係 (Ⅰ)

——財政移転の分析, 1972~84年——

きとう ひろし  
佐 藤 宏

- I 問題の所在
- II 中央と州の財政規模
- III 中央から州への財政移転 (以上, 前号)
- IV 州の財政構造と財政移転 (以下, 本号)
- V 結 び

## IV 州の財政構造と財政移転

### 1. 分析上の問題

三つの形態の財政移転が水平的調整の機能をいかに果たしているかが、インドの中央・州財政関係の研究が最も関心を寄せてきた点であることは先に述べた。

従来の研究では、こうした関心のもとに、それぞれの形態の財政移転が州間経済格差を是正する方向で配分されてきたか否かに分析の焦点があてられてきた。実際の分析にあたっては、州間経済格差の指標として、何が適切であるかが、さらに論議された。最も一般的には州内総生産 (state domestic products, 以下 SDP) の 1 人当り値が指標とされたが、これは州計画財源配分の「ガドギル方式」によって、政策的にも準拠されることになった<sup>(注1)</sup>。その他にも、貧困線以下の人口比率が第7次財政委員会の少数意見としてラージ・クリシュナによって適切な指標とされた<sup>(注2)</sup>。さらに格差是正に「公正」の規準を加味するため、たとえば州の州税収入/SDP 比を全州平均の州税収入/SDP 比によって除した「徴税努力」というよ

うな指標が加味されるべきことも主張されている<sup>(注3)</sup>。

中央からの財政移転が、財源再配分的機能と、州歳入の補完・支持的機能を期待されているところから、上記の関心が生まれてくるのはそれなりの背景があるといえよう。本節でも、議論の出発点として、対象時期における州間経済格差と財政移転の形態について検討を行なう。しかし、州財政を全体として扱うとき、上記の議論に欠落しているのは、歳出の構造とその水準に対する関心である<sup>(注4)</sup>。州の経済格差は後述するように、確かに歳入構造およびその水準と高い相関関係にあるが、同時に歳出構造とその水準との関係を通じて、州財政の全体水準を規定する。歳出は同時に、州政府の政策的重点を、また場合によっては、それを通じて州政治における社会的・経済的利害関係を反映するものである。

とくに前節 (前号) で指摘した中央政府への財政的従属の問題は、それが歳出上の制約として現われた時に、州の財政的自主権への最大の障害として州政府によって受けとめられることになる。

このように本節では、歳入、歳出両面を含む州財政構造全体と中央から州への財政移転の諸形態とを関連づけて理解してみよう。このことは、財政移転が単に中央政府側の政策のみによって規定されているのではなく、その具体的な流れは、うゑに述べたような意味での、州財政構造によって

も規定されているという事実を示すことになる(注5)。

以下順を追って財政移転と州財政における歳入・歳出構造の関係を分析するが、本節全体に通ずる、いくつかの技術的な問題についてまず触れておこう。

(1) 本節では22州、とくに7州の特別カテゴリーを除いた15州について分析をするため、対象期間を(Ⅰ)1972~74年、(Ⅱ)75~79年、(Ⅲ)80~84年の3期に分ける。これはそれぞれ第4次計画期の後半、第5次計画期、第6次計画期とほぼ対応し、また画期となる政治的事件(1975年6月非常事態宣言、80年1月インディラ・ガンディー政権復帰)にも対応している。データは各州について、各期

の平均値を用いる(注6)。ただし歳出データについては、1972/73、73/74両年度が分類制度の変更にあり不備なため、(Ⅱ)、(Ⅲ)期についてのみ分析する。

(2) SDP データについては、他の変数との相関関係をみる際には不変価格表示(1970/71年度基準)を用い、税金等の対SDP比率を算出する際は時価表示を用いる。財政上の値は、ほとんどの場合州民1人当りで表示するが、その際の人口は1972~80年は71年センサス値、81~84年は81年センサス値を用いている。以下本節でSDPと述べるのは、すべて1人当り額の意で用いることになる。

(3) 紙幅の関係上、表を最小限にとどめるため、実数を表示する表は、(Ⅲ)期のもののいくつ

第11表 1人当りSDPと経常収入の構造(1980~84年)

カテゴリー	州	1人当りSDP*(ルピー)	全税収に占める州税率(%)	全非税収に占める州非税収比率(%)	経常収入に占める州税・非税収入(%)	州税に占める売上税率(%)	州税に占める州消費税率(%)	1人当り州税収入(ルピー)	1人当り連邦税分与額(ルピー)	1人当り中央政府補助金額(ルピー)	うち州計画への補助金額(ルピー)
A	PJ	1,457	82.4	70.6	80.9	45.6	27.8	290.0	60.4	33.6	12.3
	HR	1,098	81.3	74.6	78.9	46.3	19.3	252.7	58.2	42.8	14.8
	MH	1,011	79.1	74.7	77.8	64.8	8.3	253.3	67.1	33.2	12.8
	GJ	941	77.0	65.0	73.6	65.1	0.6	223.7	67.0	39.3	12.2
B	WB	741	64.1	49.7	60.9	59.2	9.1	127.3	71.2	29.3	15.5
	AP	705	69.6	56.2	65.7	50.8	28.7	158.1	69.0	41.5	14.8
	KR	704	73.6	69.6	72.4	52.1	19.8	184.4	66.3	32.4	11.2
	KL	681	70.4	60.8	67.8	62.3	16.6	177.4	74.7	35.5	14.2
C	TN	631	73.0	52.0	68.5	64.6	14.1	203.9	75.4	36.3	12.1
	RJ	585	63.0	56.7	60.4	58.4	12.9	108.6	63.8	51.5	19.5
	AS	564	48.6	40.7	44.4	63.1	4.1	59.2	62.6	81.3	65.7
	OR	542	46.1	34.6	40.7	57.4	7.5	67.8	79.2	83.9	24.0
	MP	529	59.3	63.0	60.7	53.7	14.7	106.4	72.9	40.1	20.0
	UP	521	54.6	40.3	49.8	54.6	14.4	81.7	67.9	45.5	18.6
	BI	422	41.6	46.1	43.1	69.2	7.8	54.4	76.2	33.9	15.3
特別カテゴリー	SK	972	78.6	15.3	20.9	24.0	61.7	111.7	30.4	1,245.0	766.0
	HP	684	63.7	23.4	33.5	40.2	31.9	111.6	63.5	402.1	216.9
	JK	636	61.6	28.1	38.1	38.7	24.6	103.6	64.6	286.1	101.4
	TR	620	29.6	13.0	15.6	54.1	7.7	31.0	73.7	478.9	249.5
	MN	524	31.4	8.0	10.6	39.5	16.3	30.7	67.1	712.7	488.0
	MG		47.5	11.0	16.7	50.5	25.5	60.4	66.9	610.7	354.5
	NL		61.1	12.9	16.5	53.3	30.2	88.5	56.4	1,546.0	672.4
	AI	726	66.8	51.7	61.7	58.3	14.1	138.2	68.7	51.3	23.1

(出所) Reserve Bank of India Bulletin, 各号のデータによって筆者作成。

(注) 空欄は不明。地名の略号については本稿末の付表1参照。\* 不変価格表示(1980年~83年平均、1984年のデータを入手していないため)。

第12表 歳入構造と1人当りSDPの相関係数

	1人当りSDP		
	1972~74	1975~79	1980~84
1人当り歳入			
州税合計	0.905*	0.933*	0.887*
売上税	0.778*	0.819*	0.744*
州消費税	0.732*	0.673*	0.737*
市場借入	0.665*	0.816*	0.717*
対經常収入比			
州税収入	0.841*	0.857*	0.805*
州非税収入	0.301	0.620*	0.715*
州税・非税収入合計	0.653*	0.775*	0.801*
売上税収入	-0.096	-0.130	-0.473
州消費税収入	0.246	0.252	0.378
対SDP比率			
州税合計	0.549**	0.448	0.428
売上税	0.376	0.287	0.263
州消費税	0.473	0.289	0.329
州非税収入合計	0.201	0.059	0.021

(出所) 第11表と同じ。

(注) いずれも各年間の平均値について算出。

\* 有意水準1%。\*\*有意水準5%。

かにとどめた。また表中の州名は略号を用いているが、本稿末にカタカナ名の対照表をつけている。特別カテゴリー州については、15州の分析のうち、一括して簡略に扱う。

(4) 出所はすべて *Reserve Bank of India Bulletin* による州財政統計である。

## 2. 州の歳入と財政移転

財政移転の水平調整機能の検証に先だって、1人当りSDPの水準で示された州間格差が州歳入上どのような意味をもっているかをまず確認しておこう。第11表は、22州を特別カテゴリー州とそれ以外の州とに分け、それぞれを所得水準の順に配列した。GG2論文等にならい、15州は、平均値の±10%を基準として便宜上3群に分けてある(註7)。一見して、税金・非税収入に占める自己財源の比率が1人当りSDPと強い相関を示していることがわかる。3期について、SDPと經常収入の各指標(1人当り歳入については、市場借入のみ追加してある)との関係を詳しく示したのが第12表で

ある。つまり、州の主要な税である売上税(sales tax)と州消費税(state excise, 事実上酒税)の1人当り額は1人当りSDPと高い相関にあり、市場借入も州財政基盤の強さを反映している。經常収入に占める比率でみると、自己財源の比率は1人当りSDPと相関しているが、その内部構成自体はSDP水準とは、あまり関係がない(註8)。

また税金の対SDP(時価)比は、絶対額ほど強い相関を1人当りSDP(不変価格)との間にもっていないが、全体的には係数は正である。つまり、いわゆる「徴税努力」(註9)よりは州の所得水準が、經常収入の決定的要因である。第11表にもどって、經常収入の構成と所得水準の二つの要素から、經常収入の71~80%を自己財源で調達する高所得州(Aの4州とカルナータカ州)、61~70%を調達する中所得州(Bの3州とタミルナドゥ)、および41~60%を調達する低所得州の3群に分けることができる。特別カテゴリー州がさらにその下位(10~40%)に位置することになる。この指標は州の経済格差を最も忠実に財政に反映させる指標であり、州の財政力の指標と考えることができる。逆にいえば1人当りSDPを財政構造の分析のための変数として利用することの有効性も立証されたのである。

1人当りSDPの指標としての有効性を確認したのち、第13表では同じく1人当りSDP額の順に財政移転の形態別1人当り額と比率を算出している(1980~84年の平均)。さきの第12表と同様、これらの指標と1人当りSDPとの相関係数を算出したものが、第14表である。1人当り移転額と各形態の比率に関しては、-1.000に近いほど、移転は水平調整的機能を備えていると考えてよい(ただし再配分の強度自体については何ら示すものではないことに注意)。同表によれば、分与税、法定補

第13表 州財政移転の1人当り額と比率(1980~84年平均)

	1人当り額(ルピー)				比率(%)			
	連邦税分与	法定補助金	州計画移転	裁量的移転	連邦税分与	法定補助金	州計画移転	裁量的移転
P J	60.4	0.0	41.4	150.3	24.0	0.0	16.4	59.6
HR	58.2	1.4	50.2	80.2	30.6	0.7	26.4	42.2
MH	67.1	0.0	55.7	55.2	37.7	0.0	31.3	31.0
G J	67.0	0.0	40.0	74.1	37.0	0.0	22.1	40.9
WB	71.2	0.8	36.5	69.9	39.9	0.4	20.5	39.2
AP	69.0	0.5	45.9	39.6	44.5	0.3	29.6	25.5
KR	66.3	0.0	34.9	54.2	42.6	0.0	22.5	34.9
KL	74.7	0.3	42.8	46.5	45.5	0.2	26.0	28.3
TN	75.4	0.4	36.6	44.3	48.1	0.3	23.3	28.3
R J	63.8	1.3	54.7	65.8	34.4	0.7	29.5	35.5
AS	62.6	7.8	173.6	13.5	24.3	3.0	67.4	5.3
OR	79.2	7.2	65.8	70.8	35.5	3.2	29.5	31.7
MP	72.9	1.2	49.6	34.4	46.1	0.8	31.4	21.8
UP	67.9	1.4	45.8	46.0	42.1	0.9	28.4	28.5
B I	76.2	0.6	43.6	43.0	46.6	0.4	26.7	26.3
SK	30.4	53.2	867.7	458.3	2.2	3.8	61.6	32.5
HP	63.5	121.8	240.8	108.9	11.9	22.8	45.0	20.4
J K	64.6	93.2	328.3	129.0	10.5	15.1	53.4	21.0
T R	73.7	172.8	274.6	75.1	12.4	29.0	46.1	12.6
M N	67.1	0.0	547.5	323.3	7.1	0.0	58.4	34.5
M G	66.9	186.3	388.2	93.5	9.1	25.4	52.8	12.7
N L	56.4	689.7	744.3	240.9	3.3	39.8	43.0	13.9
A I	68.7	4.2	56.6	52.9	37.7	2.3	31.0	29.0

(出所) 第11表と同じ。

第14表 財政移転形態と1人当りSDPの相関係数(I)

	1人当りSDP		
	1972~74	1975~79	1980~84
1人当り移転額			
分与税	0.089	-0.451	-0.629*
法定補助金	-0.347	-0.465	-0.353
州計画移転	-0.183	-0.093	-0.204
裁量的移転	0.398	0.546**	0.811*
各形態の比率			
分与税	-0.198	-0.174	-0.565**
法定補助金	-0.396	-0.481	-0.396
州計画移転	-0.417	-0.152	-0.366
裁量的移転	0.656*	0.604**	0.762*

(出所) 第11表と同じ。

(注) いずれも各年間の平均値によって算出。\*,\*\*は第12表と同じ。

第15表 財政移転形態と1人当りSDPの相関係数(II)

		1人当りSDP		
		1972~74	1975~79	1980~84
(1)州計画	G	-0.136	-0.200	-0.310
	L	-0.188	0.040	-0.132
(2)C S	G	0.764*	0.141	-0.115
	L	0.630*	-0.124	-0.135
(3)C S S	G	-0.197	0.292	0.028
	L	-0.005	0.032	-0.227
(4)少額貯蓄の分与(貸付)		0.444	0.522**	0.583**
(5)一時貸付		-0.032	0.553	0.818*
(6)財政移転総額(除分与税)	G	0.097	-0.224	-0.339
	L	0.055	0.611**	0.736*
(7)経常勘定余剰		0.515**	0.639*	0.444
(8)経常勘定余剰一分与税		0.477	0.648*	0.569**

(出所) 第11表と同じ。

(注) G:補助金, L:貸付。(1)~(8)はすべて1人当り額(各年間の平均値によって算出)。

\*,\*\*は第12表と同じ。

助金, 州計画移転については負値をもち, うち1980~84年の時期の分与税については, ある程度, 所得との逆相関関係が示されている。これは, 個人所得税と連邦消費税の州間での分配に, したい

に所得再配分的基準がもちこまれてきたためである。第7次財政委員会は, 連邦消費税の州間配分

にあたって、新たに所得調整人口 (IATP) の概念を導入した。分与税が1980~84年の時期に明らかに所得と逆の相関を示しているのは、このような制度上の理由によるのである(註10)。これに対し、1人当り裁量的移転は1人当りSDPと明瞭な正の相関を示しており、前節での検討を裏づけている。問題は雑多な形態を含む裁量的移転のどの部分が富裕州により重点的にふりむけられているかである。そのために、裁量的移転の内容をさらに細分化して、1人当りSDPとの相関を検討したのが第15表である。同表の(2)~(5)が裁量的移転に含まれる補助ないし貸付である。CS (central plan scheme) と CSS (centrally sponsored scheme) については、前者の1972~74年の時期を除けば有意な相関関係はみられず、この二つの移転の形態が水平調整的機能を備えていないことが証明されている。むしろ、少額貯蓄の分与(貸付)および一時貸付において、富裕州が1人当りより多くの貸付を受けている傾向がはっきりと認められる。連邦税の分与を除く移転総額では、補助金に関しては弱い逆相関関係が認められる(1975~79年および80~84年)が、貸付については、明らかに富裕州が1人当りにしてより多くの貸付を受けている結果になっている。しかも、経常勘定の余剰は、分与税と補助金の1人当り額の多少の逆進性にもかかわらず、より富裕州に片寄る傾向をみせている。経常勘定の余剰から分与税額を引いた分与前の経常勘定の余剰(多くの場合負値になるが)も、富裕州の方が大きいという結果になる。1980~84年のパンジャブ、ハリアナ両州は、分与税を配分されないとしても経常勘定に余剰を生じているのである。

以上の分析は、次のように整理できよう。財政移転の3形態のうち、連邦税の分与と州計画財源

への移転はいちおう水平的調整の機能をもつが、富裕州もこの形態での配分を受けることによって、すでに自己財源のもとに他州より有利な状態にあった経常勘定を、さらに改善することができるのである。しかも、1人当りの裁量的移転額および貸付額は、1975~79年の時期以降顕著に富裕州にとって有利になっている。しかしそれによって富裕州が所得水準の低位の州に比べて財政的に

第16表 州の歳出に対する財政移転の比率 (1980~84年平均) (%)

州	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	計画支出	非計画支出	経常支出	資本支出	総歳出
P J	21.2	28.3	7.8	53.5	26.4
HR	20.9	19.2	9.8	39.2	19.8
MH	30.3	13.5	7.5	51.3	18.7
G J	20.0	20.4	10.5	39.3	20.3
WB	39.1	24.6	10.1	87.1	28.2
AP	35.1	14.2	13.0	47.2	20.8
KR	22.7	19.3	11.0	40.1	20.5
KL	31.9	14.5	10.4	46.1	19.6
TN	28.3	12.6	10.7	31.3	16.8
R J	39.1	23.3	18.1	49.0	28.5
AS	116.2	7.9	29.3	80.3	46.5
OR	43.9	32.3	30.6	51.2	36.7
MP	30.9	15.8	15.4	36.4	22.1
UP	34.4	23.9	20.9	41.6	28.1
B I	53.0	21.0	18.0	52.1	30.0
SK	96.8	60.9	97.2	29.4	79.4
HP	63.3	47.6	66.6	26.5	54.5
J K	95.4	36.6	46.9	77.7	57.9
T R	78.7	57.2	85.7	19.4	66.7
MN	129.7	45.5	103.9	35.3	76.8
MG	100.7	51.2	93.3	20.7	71.7
NL	102.2	61.0	92.9	21.9	74.3
A I	39.1	19.5	16.9	46.8	26.0
SDPとの 相関係数 (15州の み)	-0.433	0.171	-0.622*	-0.030	-0.337
	{ 経常 -0.419	{ 経常 -0.482			
	{ 資本 -0.451	{ 資本 0.519**			

(出所) 第11表と同じ。

(注) (1): 州計画移転総額(補助金+貸付)。

(2): 分与税を除くその他の移転すべて。

(3): 補助金総額(分与税は含まない)。

(4): 貸付総額。

(5): 分与税以外の財政移転総額。

\*, \*\*は第12表と同じ。

より強く中央政府からの財政移転に依存しているかといえ、事実はその逆である。たとえば第16表は、計画支出、非計画支出、経常支出、資本支出および総歳出額に対する、それぞれ州計画移転（補助金+貸付）、非計画移転、補助金総額、貸付総額および移転総額の比率を算出したものである。これによれば、中央からの移転への依存度（比率）は非計画支出（それも資本勘定、つまり裁量的貸付）以外はすべて負の係数を示している。とくに経常支出に対する補助金の比率は所得と強い負の相関関係にある。つまり、きわめて概括的にいって、中央からの財政移転への依存度は、貸付の流れを別にすれば、低所得州において高いと考えられる。

### 3. 州の歳出と財政移転

所得水準と重ねあわせてみた財政移転の流れの特徴は、州別の歳出構造とどのような関係をもっているのだろうか。

歳入の場合と同様に、1人当り歳出の絶対水準（1人当り額）も1人当りSDPと強い相関関係にある（第17表）。また全体として非計画支出においてより関連が強いということは、計画支出を支える維持的支出の重要性を示唆している。

富裕州は1人当りより多くの支出をなしうると

いう当然の事実を確認したままであるが、これまで検討してきた財政移転の諸側面を歳出の問題と結びつけるには、支出の絶対的水準のみでは不十分である。前節で検討した財政移転の3形態のそれぞれの特徴、すなわち計画、非計画移転の差、補助金と貸付の差などに対応した、歳出の類型化が必要となる。そのような類型化と歳出の絶対水準とを絡みあわせて分析することによって、中央からの財政移転を規定する州財政の側からの要因が抽出しうるであろうというのが、本節の見通しである。

第18表は、そのような目的のために、全22州平均のデータから作成した開発支出の3部門類型化の試みである。歳出のなかでも開発支出に着目し、その内訳を表の（注）に示したような分類で三つの支出分野に整理し、それぞれ、社会、農業、インフラ支出と名づけた。それぞれの支出分野に対応する計画支出比が示され、財源の勘定別構成比<sup>(註11)</sup>が、計画・非計画・合計支出の3部門について示されている。

社会、農業、インフラの3分野はそれぞれ支出目的として明らかな特徴をもつばかりではなく、その財源構成に他にない特徴が存在する。すなわち、社会支出はもっぱら経常財源を主体とする分野であり、農業支出は資本支出に依存する率が他2分野より高い。インフラ支出は、もっぱら、貸付の形をとるのである。またインフラ支出は、そのほとんどが州計画の一環として行なわれるのに対し、社会支出においては非計画支出の比率が高い。非計画支出においては、その支出形態はインフラ支出といえども経常支出の形をとっている。このなかには、計画完成後の義務経費（いわゆる“committed expenditure”）<sup>(註12)</sup>がかなりの程度含まれている。

第17表 1人当り歳出額と1人当りSDPの相関係数

	1人当り SDP	
	1975~79	1980~84
計画支出	0.806*	0.727*
非計画支出	0.898*	0.948*
歳出合計	0.929*	0.945*
開発支出合計	0.908*	0.905*
うち計画支出	0.814*	0.733*
うち非計画支出	0.856*	0.920*

（出所）第11表と同じ。

（注）\* は第12表と同じ。

第18表 開発支出の部門別特徴 (％)

	計画支出比	計画支出の勘定別構成比			非計画支出の勘定別構成比			開発支出の勘定別構成比		
		経常	資本	貸付	経常	資本	貸付	経常	資本	貸付
1975～79										
社会支出 <sup>1)</sup>	25.4	69.1	17.8	13.0	97.4	0.4	2.2	90.2	4.8	4.9
農業支出 <sup>2)</sup>	56.2	33.3	64.6	2.1	92.8	2.4	4.8	59.4	37.4	3.2
インフラ支出 <sup>3)</sup>	81.6	3.3	15.5	81.2	69.4	2.2	28.4	15.4	13.1	71.5
1980～84										
社会支出 <sup>1)</sup>	28.4	72.0	18.5	9.5	98.3	0.5	1.2	90.8	5.6	3.6
農業支出 <sup>2)</sup>	60.1	46.9	51.7	1.4	93.2	2.2	4.6	65.4	32.0	2.7
インフラ支出 <sup>3)</sup>	70.7	4.7	17.0	78.2	59.6	0.7	39.6	20.8	12.3	66.9

(出所) 第11表と同じ。

(注) 1) 教育, 医療, 社会福祉, 住宅。2) 協同組合, 農業 (含小規模灌漑, 林・漁業, 畜産など), 村落工業, 大規模灌漑, 多目的河川開発。3) 工業 (除村落工業), 電力, 運輸交通 (含道路, 橋梁)。

第19表 州別の開発支出の構成と水準 (1980～84年平均)

州	開発支出に占める比率(％)			開発支出の1人当たり実額 (ルピー)			
	社会支出	農業支出	インフラ支出	開発支出計	社会支出	農業支出*	インフラ支出
KL	59.5	29.4	11.0	320.0(7)	190.5(2)	115.9(2)	13.6(10)
WB	58.7	24.4	16.9	255.0(13)	149.8(8)	84.5(5)	20.7(9)
AP	50.0	37.4	12.6	306.9(8)	153.4(7)	149.8(8)	3.6(14)
RJ	48.1	33.5	18.5	293.3(10)	141.0(9)	124.3(10)	28.0(8)
OR	47.2	44.2	8.6	280.7(12)	132.4(10)	140.5(9)	7.7(12)
BI	46.8	40.4	12.8	193.0(15)	90.3(15)	89.1(14)	13.5(11)
AS	45.9	32.7	21.4	281.0(11)	128.8(12)	102.6(13)	49.6(3)
TN	44.5	31.3	24.2	352.9(5)	157.2(6)	164.5(6)	31.2(6)
GJ	41.9	34.3	23.8	425.7(3)	178.3(3)	211.7(3)	35.6(4)
MH	41.1	43.3	15.7	410.9(4)	168.7(4)	273.5(1)	-31.4(15)
KR	39.1	42.1	18.8	332.6(6)	130.1(11)	197.0(5)	5.5(13)
PJ	38.8	30.0	31.3	493.5(2)	191.3(1)	204.4(4)	97.7(1)
UP	38.2	40.3	21.5	238.8(14)	91.3(14)	117.3(11)	30.2(7)
MP	36.5	41.7	21.8	298.9(9)	109.2(13)	156.5(7)	33.3(5)
HR	33.3	39.4	27.3	501.0(1)	166.6(5)	252.8(2)	81.5(2)
22州平均	44.0	36.8	19.2	310.9	136.7	149.2	25.0

(出所) 第11表と同じ。

(注) かつこ内は順位。\* 農業支出については, 農村人口1人当たり額 (他は全人口1人当たり額)。

同表にモデル的に示された社会・農業・インフラ支出の相対的比率は, 一方で州財政の構造を, また他方では州政府の政策的重点(注13)を同時に示すものである。州間で相対的比率にどの程度の差があるものだろうか。第19表は1980～84年について, その計算結果を示している。同表は比率と実額を示しているが, いずれについても, 州間にかなりな差のあることが明らかである。

州の開発支出に占める比率は平均的にみて社会

支出が最も高いので, 15州は社会支出への支出比率の高い順に配列してある。

社会支出の比率が際だって高いのはケーララおよび西ベンガル両州であり, アンドラ・プラデシュも50%を超えている。農業支出の比率が高いのは, オリッサ, マハーラーシュトラ, カルナータカ, マディヤ・プラデシュであり, 40%を超えるものに, ビハール, ウッタル・プラデシュがある。インフラ支出は平均的には3支出のうち最も

第20表 開発支出の分野別比率と支出額の関係

1人当り支出 分野別	1975~79				1980~84			
	開発支出	社会支出	農業支出	インフラ支出	開発支出	社会支出	農業支出	インフラ支出
支出比率								
社会支出	-0.260	0.423	-0.536**	-0.375	-0.484	0.185	-0.644*	-0.382
農業支出	-0.209	-0.675*	0.260	-0.239	-0.068	-0.486	0.361	-0.363
インフラ支出	0.630*	0.220	0.453	0.833*	0.642*	0.238	0.428	0.800*
1人当り支出								
開発支出	1.000	0.755*	0.839*	0.622*	1.000	0.761*	0.860*	0.490
社会支出		1.000	0.420	0.307		1.000	0.505**	0.220
農業支出			1.000	0.278			1.000	0.094
インフラ支出				1.000				1.000

(出所) 第11表と同じ。

(注) 数値はすべて各年間平均1人当り額による。\*,\*\*は第12表と同じ。

比率が低い、パンジャブ、ハリアナ両州で特徴的に高い。残りの4州は、ほぼ平均的な支出比率を示しているといつてよい。

表の右半分には1人当り支出が示されているが、最高値と最低値の間には開発支出で倍の開きがある。問題は開発支出の水準(つまりはSDP水準)と支出比率の関係であり、その点だけに限定して相関係数をみてみると、第20表のような結果を得る。

この結果によれば、高い水準の開発支出は3分野いずれの支出水準もひきあげるが(表の下半分をみよ)、比率の面では産業開発の基礎条件となる電力、運輸などのインフラ支出の比率をおしあげることが解る。社会支出と農業支出の比率はむしろ開発支出の水準とは関係が薄いか、あるいは、1980~84年の社会支出比率の場合のように若干逆相関の傾向すら示す。

また3支出相互の関係をみれば、明らかに社会支出と農業支出は、いずれかの比率の上昇は他方の絶対的支出水準をおしとどめる傾向にあることが示される。支出比率が高ければ絶対水準も高いという分野はインフラ支出に典型的に見られる。

以上の結果から次の結論が得られよう。(1)各分野の絶対的支出水準は、開発支出のそれ、つまりは州のSDP水準によって決まるにすぎないこと、(2)州間の開発支出の特徴を示すものはむしろ3分野への支出比率であり、(3)社会支出比率は開発支出の絶対水準によってではなく、おそらく政策的要因から決定づけられるであろう。ケーララ、西ベンガルが社会支出比率で上位にあるのはこの点と関係がある(註14)。(4)農業支出比率も開発支出水準とは無関係のようであるが、この比率が高い州は、開発支出水準の高い州(マハーラーシュトラ、カルナータカ)と低位グループを構成する州(オリッサ、ビハール、ウッタル・プラデシュ、マディヤ・プラデシュ)の2群にはっきりと分けられる。(5)インフラ支出への比率と絶対額とは開発支出の絶対水準と強い相関関係にある。財政面からみても、最も活発な投資活動が行なわれている州ということになる。これに該当するのは、SDP水準で1位と2位のパンジャブ、ハリアナ、そしてタミルナードゥ、グジャラートである(アッサムの場合は辺境州としての道路建設支出のために、インフラ支出が比率・額ともに高めに突出している)。

第21表 開発支出と財政収支の関係

分野別	1975~79				1980~84			
	中央政府の 一時貸付	経常収支	資本収支	総合収支	中央政府の 一時貸付	経常収支	資本収支	総合収支
<b>支出比率</b>								
社会支出	0.145	-0.661*	0.609**	-0.040	-0.137	-0.759*	0.750*	-0.146
農業支出	-0.527	0.193	-0.139	0.145	-0.429	0.388	-0.233	0.387
インフラ支出	0.402	0.713*	-0.706*	-0.120	0.570**	0.540**	-0.677*	-0.192
<b>1人当たり支出</b>								
開発支出	0.442	0.750*	-0.816*	-0.245	0.663*	0.663*	-0.735*	-0.168
社会支出	0.497**	0.261	-0.347	-0.204	0.605**	0.207	-0.268	-0.236
農業支出	0.028	0.736*	-0.788*	-0.220	0.327	0.695*	-0.638*	0.167
インフラ支出	0.656**	0.657*	-0.659*	-0.106	0.671*	0.397	-0.645*	-0.547**

(出所) 第11表と同じ。

(注) 数値はすべて各年間平均1人当たり額による。\*,\*\*は第12表と同じ。

#### 4. 州の財政構造と中央・州関係

開発支出の3分類が、それぞれ経常、資本、貸付という支出勘定の差と、さらには財源形態の差とも関連することは以上で明らかとなった。州の財源形態の重要な一部が中央からの財政移転の形態である以上、当然州の歳出構造そのものが、その州への財政移転形態の特徴と対応するであろうことは明白である。

第21表は開発支出の分野別比率および1人当たり額と財政収支および収支補填の意味をもつ中央政府による一時貸付(ways and means advances)との関係を表わしている。

ここでも支出比率に着目すると、社会支出とインフラ支出では財政収支との関係が全く逆に現われる。すなわち、社会支出の比率の高さは経常収支の相対的劣位と関係する。社会支出が経常支出を主体とすることからの当然の帰結である(財政収支の絶対額は次の第22表に1980~84年平均のみ掲げているので参照)。他方インフラ支出率の高さは資本収支の劣位と関係し、経常収支の優位と関係する。社会支出比率とは、全く逆の様相を示している。農業支出も、どちらかといえばインフラ支出と似た傾向を示すが、あまり有効な値ではない。

先にも述べたように、ここにはかなり性格の異なる州が含まれているからである。

また1人当たり支出でみれば、支出水準の高さが、どの分野をとってみても経常収支の優位、資本収支の劣位と関係している。

さらに中央政府の一時貸付との関係では、裁量的財政移転の一形態であるこの貸付が、インフラ支出比率、および1人当たり開発支出水準と強い正の相関関係にあることが理解できよう。つまり中央政府の一時貸付は、すでに第15表で1人当たりSDP水準との正の相関が証明されているが、その内容は開発支出とりわけインフラ支出補助的の性格をもっているということがここで立証されたのである。

第21表の意味するところは、第1に、州政府が社会支出比率を上昇させる政策をとる場合、それは直ちに経常収支の壁にあたり、いわゆる当座貸越問題をひきおこし、インド準備銀行と中央政府による規制に直面する可能性があるということである。第2には、富裕州は、本来備えている経常収支上の優位に加えて、資産形成を促進する資本支出(含貸付)を州の資本収支の制約をこえて拡大しうる可能性が与えられていることである。少な

第22表 1人当り非開発支出と対SDP比<sup>1)</sup>(1980~84年平均)

(単位:ルピー, かつこ内%)

州	非開発支出	利子支払計	利子支払 (中央)	利子支払 (市場)	元本返済 (国内借入)	元本返済 (中央)	経常収支	資本収支	総合収支
P J	132.0(4.0)	54.9(1.7)	19.7(0.6)	31.0(0.9)	5.9(0.2)	88.8(2.7)	27.8	-46.5	-20.9
HR	110.3(4.0)	42.5(1.6)	20.7(0.8)	11.3(0.4)	7.7(0.3)	42.9(1.6)	40.2	-68.8	-26.9
MH	150.8(5.6)	27.9(1.0)	17.0(0.6)	5.0(0.2)	5.7(0.2)	18.3(0.7)	10.7	-13.1	-4.6
G J	87.9(3.5)	30.1(1.2)	16.6(0.7)	6.1(0.2)	6.1(0.2)	20.2(0.9)	30.2	-34.4	-7.6
WB	77.1(4.3)	30.2(1.7)	21.1(1.2)	6.8(0.4)	3.9(0.2)	32.7(1.8)	-34.1	21.8	-16.3
AP	75.2(4.3)	21.2(1.2)	14.3(0.8)	4.8(0.3)	5.0(0.3)	15.8(0.9)	2.2	-12.7	-11.1
KR	101.4(6.0)	23.9(1.4)	13.5(0.8)	6.2(0.4)	5.4(0.3)	28.6(1.7)	10.4	-23.9	-14.1
KL	95.4(5.5)	29.6(1.7)	13.4(0.8)	8.5(0.5)	4.6(0.3)	34.0(2.0)	1.9	-17.6	-27.8
TN	79.4(4.7)	23.0(1.4)	12.7(0.7)	6.0(0.4)	6.6(0.4)	16.0(0.9)	15.7	-19.0	-3.1
R J	86.9(5.4)	35.2(2.2)	23.7(1.5)	5.3(0.3)	5.0(0.3)	35.1(2.2)	7.2	-21.8	-15.4
AS	80.6(5.2)	28.7(1.8)	21.7(1.4)	4.9(0.3)	2.8(0.2)	48.3(3.1)	-19.0	-11.2	-26.8
OR	74.9(5.4)	29.9(2.2)	18.6(1.3)	6.9(0.5)	5.3(0.4)	23.3(1.7)	0.9	-5.5	-7.5
MP	58.4(4.0)	15.2(1.0)	7.1(0.5)	3.2(0.2)	3.1(0.2)	15.7(1.1)	30.3	-34.3	-11.9
UP	63.9(4.3)	20.6(1.4)	13.8(0.9)	4.3(0.3)	2.8(0.2)	17.2(1.2)	8.6	-22.0	-11.0
B I	55.0(4.8)	18.8(1.6)	15.5(1.4)	2.5(0.2)	1.4(0.1)	16.6(1.5)	5.5	-9.2	-12.2
SDPとの <sup>2)</sup> 相関係数 (1980~84)	0.817* (-0.337)	0.817* (-0.191)	0.308 (-0.542**)	0.821* (0.613*)	0.657* (-0.108)	0.683* (0.115)	0.444	-0.536**	-0.218
SDPとの <sup>2)</sup> 相関係数 (1975~79)	0.801* (-0.568**)	0.622* (-0.492)	-0.022 (-0.609**)	0.853* (0.498)	0.327 (-0.303)	0.804* (-0.103)	0.639*	-0.670*	-0.213

(出所) 第11表と同じ。

(注) 1) 時価表示のSDP比(かつこ内に示す)。2) 不変価格表示の1人当りSDP。\*,\*\*は第12表と同じ。

くとも1975年以降の数値によれば<sup>(注15)</sup>, 中央政府の一時貸付は明らかに富裕州の資本支出を補助する傾向をみせてきた。

つまり州の財政構造からみた中央政府の対州財政政策は, 社会支出比率の上昇には制限的で, 富裕州による投資活動には「支持的」であるということが出来る<sup>(注16)</sup>。しかしこの政策は, 社会支出比率上昇の政策的インパクトが欠如し, かつ1人当りSDP水準の低い諸州を, 低開発支出水準と全分野における低い支出レベルから脱出させることができない。

州の中央に対する財政的な従属関係にしても, 第22表にみるように, 高所得州が負担する利子・元本返済額は1人当りで見れば当然のことながら低所得州よりも多いが, 債務負担の対SDP(時価表示)比, つまり経済規模に対する債務負担の軽重で見れば, 市場借入を除けば低所得州はかえっ

て高所得州より重いとすらいえよう(かつこ内の相関係数参照)。とくに中央政府への利子支払いは低所得州の負担が高く, 市場借入が例外なのは, むしろ低所得州の借入能力の欠如を示しているという意味で重要である。

また財政収支と1人当り所得との関連では第21表で得られた結論がここにも示されている。低所得州が経常収支で劣位にあるが(マディヤ・プラデシュは例外的), ケーララ, 西ベンガル, アンドラ・プラデシュと比較すればウッタル・プラデシュ, ビハール両州の1人当り余剰はより大きい。また資本収支でも低所得州は1人当り不足額が高所得州に比べて, はるかに少ない。つまり低所得州の多くは, ケーララ, 西ベンガルのでもなく, パンジャブなど高所得州的でもない, 低支出・低投資にもとづく, 低均衡の財政運営を行なっていると考えざるをえない。

このように、前節で中央対州全体の問題として考察した、州の中央に対する財政的従属という問題は、州の所得水準と開発支出を核とする財政構造の差とによって、州によって異なった表現形態をとっているのである。

突出した特徴によって、類型化を行なえば、(1)社会支出比率の高い、ケーララ、西ベンガル、アンドラ・プラデシュの諸州、(2)高いインフラ支出比と支出水準をもつ、パンジャブ、ハリヤナの諸州、(3)農業支出重点ではあるが、財政力の強いマハーラーシュトラ、グジャラート、カルナータカの諸州、(4)農業支出に比較的重点はあるが、財政力が弱く、絶対的支出水準の低位な、オリッサ、ビハール、マディヤ・プラデシュおよびウッタル・プラデシュの諸州となる。

そうした特徴をもちつつ、またその特徴に応じた中央政府との財政上の緊張・従属関係を保ちながら、これら諸州が全体として中央との間に形づくっているのが今日のインドにおける中央・州の財政関係なのである。

### 5. 特別カテゴリー州の問題

中央・州財政関係の構図を完全にするために、最後に特別カテゴリー州と呼ばれ、インドの北西および北東国境に位置する七つの州について、通常の15州との対比で検討を加えておこう。7州の人口は合計で全インド人口の2.4%を占めるにすぎないが、計画財源の移転に関して特に優遇されている(第6表参照、前号)。

財政上の特徴の第1は、きわめて低い自己税収比率である(第11表参照)。7州のなかでもジャンムー・カシュミール、ヒマーチャル・プラデシュの2州は経常収入に占める自己財源の比率が30%台にあるが、他は20%以下である。第13表にみるように1人当り計画移転額は通常の15州との間に

一桁の違いがある。このような州は他にアッサム州があるのみである。しかも移転財源に占める補助金の比率は、ジャンムー・カシュミール州が平均50%、他の6州は80%以上となっている。総じて歳入面から見れば、これら7州、とりわけジャンムー・カシュミール州、ヒマーチャル・プラデシュ州を除く5州は、行政上は州であっても、財政上は全面的に中央政府に依存しているというべきである。

また歳出面からみると、開発支出における3分野の比率は、1975~79年が社会支出37.2%、農業支出31.3%、インフラ支出31.5%、80~84年がそれぞれ43.1%、31.1%、25.8%である。15州と比較してインフラ支出の比率が顕著に高いが、これは、運輸・交通分野での道路・橋梁支出の比率が高いためである。山岳・丘陵地域というこれら7州の地形的条件と国境地帯という戦略的条件が相俟ってこのようなインフラ支出比率の高さをもたらしたものと思われる。

15州のなかでは、すでに述べたように、アッサム州が計画財源の1人当り額、および道路を中心とするインフラ支出の高さにおいて、特別カテゴリー州と類似のパターンを示している(註17)。

このように、中央と州の財政関係に着目すれば、インドの22州(註18)は、ほぼ五つの特徴的な類型に分けることができるのである。

(注1) SDP 統計の整備の過程については下記を参照。Central Statistical Organization, Department of Statistics, Ministry of Planning, Government of India, *Guide to Official Statistics*, 第2版, デリー, Controller of Publications, 1985年, 51~52ページ。未整備なSDP統計を財源配分の基準として用いることには有力な経済学者のなかにも疑問の声があったようである。Rao, V. K. R. V., *Centre-State Financial Relations in India*, Institute for Social and Economic Change Staff Papers, バンガロール

ル, Institute for Social and Economic Change, 1973年, 10ページ。

(注2) 第7次財政委員会でのラージ・クリシュナの見解参照。“Note of Dissent by Prof. Raj Krishna Entitled ‘A More Equitable Distribution of Resources’,” *Report of the Finance Commission 1978*, デリー, 出版年不明(以下 RFC7として引用), 142~160ページ。

(注3) Gaur, A.K., *Centre-State Financial Relations and Finance Commissions*, フラハバード, Chugh Publications, 1985年はこの観点からも財政移転を論じている。

(注4) Toye, J.F.J., *Public Expenditure and Indian Development Policy 1960—1970*, ケンブリッジ, Cambridge University Press, 1981年, 第7章は, 州政府の歳出を規定する要因を探ろうとするもので, 都市人口比率の上昇(都市住民の利益)の度合が支出水準の上昇をもたらすとする。Jagannathan, N. Vijay, “Expenditure Patterns in State Budgets: An Exploratory Survey,” *Economic and Political Weekly*, 第21巻第31号, 1986年8月2日, 1365~1367ページも州の歳出における都市バイアス, 計画プロジェクトの維持費の問題などを扱っているが, 表題のとおり試論である。また, とくに財政委員会の基本的立脚点为非計画部門での収支補填という観点にあることから, 支出水準の低いいわば低均衡州にとって不利な移転制度であるとする批判は従来からある(たとえば, Grewal, B.S., *Centre-State Financial Relations in India*, パティアーラー, Punjabi University, 1975年, 160~161ページ/Bhargava, P.K., “Transfers from the Center to the States in India,” *Asian Survey*, 第24巻第6号, 1984年6月, 681ページ)。しかし, この批判が中央・州財政権限のあり方への批判につながるのか, 「富裕州」に対する「貧困州」の不満を表現したものなのか, あるいは支出水準の低さに対する批判であるのかで, 州・中央財政関係への観点は全く異なったものとなってくる。

(注5) Toye, 同上書, 165ページは, インドにおける財政移転の規模が, 州歳出パターンに対する州民所得水準や人口密度の規定性を打ち消すほどの大きさになっていないと指摘しているが, 本稿はこの論点をより積極的に表現したものである。

(注6) 同上書は州の歳出を物価指数でそれぞれ基

準年化しているが, 本稿ではそこまでの操作をしていない。

(注7) 公式にも, 1979年の国家開発評議会で, 特別カテゴリー州以外の州を1人当り所得で3区分に分けることが行なわれている。GG2論文とは拙稿の前半(本誌前号)で示したように, George, K.K.; I. S. Gulati, “Centre-State Resource Transfers, 1951-84: An Appraisal,” *Economic and Political Weekly*, 第20巻第7号, 1985年2月16日のこと。

(注8) これは, パンジャブ, ハリアナなどでは州消費税(酒税)の比率がきわめて高く, 対照的にマハラシュトラ, グジャラートでは極端に低いことなどによるものである。

(注9) 税収の対SDP(時価)比自体は「徴税努力」の指標ではない。いわゆる「徴税努力」の測定については, Chelliah, Raja J.; Narain Sinha, *State Finances in India, Volume 3, Measurement of Tax Effort of State Governments, 1973—1976*, World Bank Staff Working Papers No. 523, ワシントン D.C., IBRD, 1982年参照。

(注10) 個人所得税の場合は, 州別評価額ないし徴収額との関係でも水平的調整機能を論ずることも可能である。財政委員会の付録から, 1973/74~81/82年度までの州別評価額は以下の表に示される。上位の3州で両期間とも50%を超えている。これは税収の再配分を示す古典的事例であるが, 個人所得税の分与にお

個人所得税の州別評価額

(単位:1,000万ルピー, かつこ内%)

	1973/74~76/77 合計	1977/78~81/82 合計
AJ(除S.K)	1,618.65 (100.0)	3,579.35 (100.0)
AP	127.29 (7.8)	164.22 (4.6)
AS	14.28 (0.9)	39.09 (1.1)
BI	26.73 (1.6)	71.32 (2.0)
GJ	245.71 (15.1)	448.59 (12.5)
HR	24.03 (1.5)	56.79 (1.6)
HP	2.62 (0.2)	8.83 (0.2)
JK	8.47 (0.5)	24.14 (0.7)
KR	92.83 (5.7)	146.67 (4.1)
KL	64.05 (3.9)	121.57 (3.4)
MP	70.03 (4.3)	146.77 (4.1)
MH	416.08 (25.7)	1,002.01 (28.0)
MN	1.57 (—)	3.19 (0.1)
MG	0.78 (—)	2.74 (—)
NL	0.67 (—)	0.83 (—)
OR	14.32 (0.9)	24.52 (0.7)
PJ	73.92 (4.5)	200.05 (5.6)
RJ	13.20 (0.8)	114.91 (3.2)
TN	194.57 (12.0)	350.45 (9.8)
TR	0.70 (—)	2.29 (—)
UP	120.53 (7.4)	258.20 (7.2)
WB	104.87 (6.4)	392.17 (11.0)

(出所) RFC7, Appendix IV-6, 201ページ/*Report of the Eighth Finance Commission 1984*, デリー, 出版年不明(以下 RFC8として引用), Appendix V-2, 233ページ。

る比重が年々低下していることはすでに前節の第4表で示したとおりである。

(注11) 通常の財政統計は経常と資本の2本建てであるが、ここでは資本支払勘定のなかの州政府による貸付を独立にとり出している。従来の研究のなかで、この方式をとった分析をしているのは、Jagannathan, 前掲論文である。

(注12) 非計画支出のうち非開発支出は利子支払い(経常)、元本返済(資本)が最も重要である。非計画開発支出はその9割が経常勘定から支出され、教育、医療の社会支出の他は道路、建物、灌漑施設、堤防等の維持管理費である。財政委員会は計画投資完了後の義務的経費を各州について推定するが、経常支出については、計画支出の約3割と推定している(RFC 8, 33ページ)。これらすべてが非計画経常支出の内容となる(Report of the Finance Commission, 1973, デリー, Controller of Publications, 出版年不明, 39~46ページ/RFC 7, 15~26ページ/RFC 8, 26~34ページ)。開発支出のなかで、特に社会支出に非計画支出の比率が高いこと、また農業支出やインフラ支出についても非開発支出が経常支出にかたよっているのは、これが維持費の性格をもっているからである。

(注13) 州政権の階級の性格とも無関係ではないが、この分類だけでそれが立証できるわけではない。

(注14) ここでの議論は財政支出の質の問題にまで立入っていない。財政支出、とくに社会支出が、州民への効果的な行政サービスとなって具体化されているか否かについての詳細な検討がさらに必要となる。この点については、行政の分権化、開発政策そのものの見直しなど、単に資金の移転に限られない重要な問題領域がある。Raj, K. N., ["Kerala's Problems in the National Context," *Mainstream*, 第23巻第4号, 1985年7月13日, 11~12ページ。]

(注15) 1975年以前の場合、中央への債務解消の特別貸付などの要素があって(前節参照)、この点が明らかにならない。

(注16) 「支持的」というのは、一時貸付があくまでも裁量的な貸付であるということのためであり、決して無条件の資本収支補助であるわけではない。

(注17) 前節(前号)の第6表で、ナムビアルはアッサム州を特別カテゴリー州に含めている。

(注18) 1986年には、さらに、ミゾラム、アルナチャル・プラデシュ、ゴアの3州が誕生し、25州となっ

た。これら3州もおそらく特別カテゴリー州として扱われるのではないかと予想される。

## V 結 び

### ——中央・州財政関係へのひとつの展望——

1980年代のインドには、パンジャブ、アッサム問題の暴発に象徴されるような、中央・州関係の新たな、そして長期かつ深刻な緊張が表面化している。また会議派支配は、州レベルでみれば、いわゆるヒンディーベルトの諸州へと押し込められつつあるようである。本稿は直接に今日の中央と州の政治的緊張関係を扱ったものではないが、その根底にある、行財政権限の集権化、地域格差の拡大という現象の一端を、中央から州への財政資金の移転の分析を通じて明らかにしようと試みた。

まず財政の中央集権化についていえば、財源に関して、中央、州の配分率は、財政委員会の勧告による分与率の上昇にもかかわらず、この時期には、めだつた変化は見せなかった。このような結果をもたらすうえで、中央政府の財政権限が、中央への配分率を維持するのにきわめて重要な役割を果たしたと考えられる。そのなかで、投資的経費をまかなう借入金については、中央の比重が大きくなりつつあること、また裁量的移転の形態では、財政資金を通ずる州権限の蚕食の傾向がみられることが注目される。

中央から州への財政移転が地域間(州間)格差の縮小にどの程度役立っているかについては、資金の流れと所得格差の關係に注目したが、すでにインドの研究者が指摘しているように、連邦税の分与、計画委員会を通ずる州計画への補助金・貸付に関しては、配分の基準としてしだいに所得格

差の要因が配慮されるようになってきた。そのなかで、資金移転の3分の1を占めるに至っている裁量的移転、とくにそのもとでの貸付が高所得州の投資活動を補助する方向で流れていることが注目された。

つまり、州計画への貸付が「ガドギル方式」のもとでほぼ規則化されたなかで、高所得州は、投資財源の調達を市場借入・裁量的移転の形態での貸付にも依存するようになったのである。そしてこの財源は州の支出項目のなかで最も投資的性格の強いインフラ部門（電力、運輸等）へとふりむけられた。

中央からの財政移転が、財政力の強い富裕州をますます豊かにしているという、しばしば批判の対象となる現象は、今日のインドでは、以上のようなメカニズムによって成立しているといえよう。つまりこの側面のみに着目すれば、財政資金の移転も、いかに地域格差縮小の政策的課題を担わされているとはいえ、市場金融や、公的金融機関を通ずる資金の流れ<sup>(注1)</sup>と同様、経済的論理の制約を強く受けざるを得ないということになるのである。しかし中央から州への財政移転が、あくまでも財政問題であるという、そもその前提からすれば、これは現象の側面ではないこともまた明らかである。

それでは、今後の財政移転の問題は、水平的財政調整機能をより強化し、裁量的移転を計画移転、たとえば「ガドギル方式」の適用範囲にひき入れるという展望によって解決するのだろうか。これはインドにおいてもかなり現実的に議論されている問題であり、ひとつの方向として今後も追求されるにはちがいない。

しかし、本稿では全く触れられなかった中央財政そのものの問題を別にすれば、インドの中央・

州財政関係を規定しているのは、財政移転に関する制度上の政策的選択だけではない。むしろ、州財政構造、とくに州歳出構造がひとつの州と中央との関係におおきな意味をもっていることも重要である。

今日のインドで、中央と州の財政関係において、州自治権、州財政権限の強化の要求を主導しているのは、ケーララ州、西ベンガル州の左翼政権、アンドラ・プラデシュのテルグ・デサム政権、また州政権にはついていないが、パンジャープのシク教徒の政党アカリ・ダルなどである<sup>(注2)</sup>。

いずれも歳出構造において顕著な特色をもち、それゆえに、今日の財政移転制度のもとで、財政収支上の困難に異なった形で直面している州の利害を代表する勢力である。現在の中央・州財政関係の枠組のもとでは、こうした困難は中央政府（ないしインド準備銀行）による長短期の裁量的貸付によって一時的に解消するほかはない。ここに中央政府対州政府の政治的関係の介入する余地が充分にある<sup>(注3)</sup>。

しかし他面、今日の財政移転の枠組のもとで、いぜんとして低い開発支出水準を脱却していない、いわゆるヒンディー・ベルトの諸州（ビハール、ウッタル・プラデシュ、マッディア・プラデシュ、ラージャスターン）やオリッサ州などは、財政移転のある意味で最も根本的な転換を要求すべき立場にあるにもかかわらず、そのような動きはみられない。国民会議派の政治的後退という状況のなかで、これら諸州が同党に残された重要な政治的地盤であるという事情もあるが、基本的には、これら諸州が低均衡の財政運営をとっていることに消極性がある。この低均衡は中央からの財政移転規模の大幅な拡大によって打破することも可能であるが、これら諸州が政治的に中央政府と

一体である限り、論理矛盾ともいうべきこのような展望はもちにくい。むしろ本稿の分析から得られる結論は、これら諸州における政策的競争が社会支出の比率をひきあげ、そこから生ずる財政的困難(具体的には経常財政の悪化)が、中央・州財政関係の改革要求を支えるという展望である。ヒンディー・ベルト諸州(とくにビハールとウッタール・プラデシュ)における社会支出水準の絶対的低さが、そのような財政支出の社会的正当性を充分に立証していると考えるのである。

またヒンディー・ベルト諸州の絶対人口規模の大きさからして、この展望が現実のものとなるためには、現在の中央・州間および州相互間の財政配分に、質量ともに深刻な規模の転換が必要とされる。本稿の含意するところは、中央・州財政移転関係における、このような長期的かつ構造的転換の必要性なのである。

(注1) 絵所秀紀「指定商業銀行統計からみた州レベルでのインド金融の動向」(『アジア経済』第28巻第1号 1987年1月)77~97ページ参照。また、GG2論文、292~293ページおよび Table 10参照。

(注2) Ray, J. K.; H. Sato, *Centre-State Financial Relations in India: A Focus on West Bengal*, JRP Series No. 61, 東京, Institute of Developing Economies, 1987年, Appendix II。

(注3) 最近では、ケーララ州において、会議派を含む連合政権に対しては中央政府が一時貸付により州財政を支援したが、1987年3月に左翼民主戦線が政権をとるや、一変して当座貸越の原則を厳密に適用しはじめ、州政府との対立をひきおこした事例がある。

*Indian Express*, 1988年1月3日。

またヒンディー・ベルトの一角ではあるが、本稿の分析では、パンジャブとならんで、インフラ支出型の州であるハリヤナにも、1987年6月の州選挙において、野党州政権が生まれた。新州首相は、早くも9月には、当座貸越規制の緩和を要求している。*Indian Express*, 1987年9月2日。

(アジア経済研究所地域研究部)

〔付記〕 本稿作成のもととなったインド準備銀行の州財政統計の整理・入力作業には、東京外国語大学の和田隆氏を煩わせた。記して感謝の意を表したい。

付表1 州名の略号一覧

略号	州名	略号	州名
AP	アンドラ・プラデシュ	KR	カルナータカ
AS	アッサム	OR	オリッサ
BI	ビハール	PJ	パンジャブ
HP	ヒマチャル・プラデシュ	HR	ハリヤナ
GJ	グジャラート	RJ	ラージャスターン
JK	ジャンムー・カシュミール	UP	ウッタール・プラデシュ
KL	ケーララ	WB	西ベンガル
MP	マッディヤ・プラデシュ	NL	ナガランド
		SK	シッキム
		MN	マニプル
		MG	メガラヤ
TN	タミルナードゥ	TR	トリプラ
MH	マハーラーシュトラ	AI	全インド

付表2 中央から州への財政移転額 (1951/52~83/84年度)

(単位: 億ルピー)

財 政 年 度	中央政府からの移転額					州の歳出			比 率 (%)		
	連邦税の 分	補 助 金	貸 付		移 転 総 額	経 常 勘 定	資 本 勘 定	総 歳 出 額	(2)+(3) (7)	(5) (8)	(6) (9)
			粗 貸 付	純 貸 付 <sup>1)</sup>							
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
1951/52	52.9	33.9	60.8	48.6	135.4	392.6	151.3	543.9	22.1	32.1	24.9
1952/53	73.8	36.0	92.0	78.2	188.0	416.9	155.5	572.4	26.3	50.3	32.8
1953/54	72.8	45.3	124.0	110.8	228.9	446.5	176.8	623.3	26.5	62.7	36.7
1954/55	71.6	51.4	193.4	174.8	297.8	494.4	205.9	700.3	24.9	84.9	42.5
1955/56	81.4	48.2	249.5	225.5	355.1	604.1	307.9	912.0	21.5	73.2	38.9
第1次 計画 期計	352.5	214.8	719.7	637.9	1,205.2	2,354.5	997.4	3,351.9	24.1	64.0	36.0
1956/57	78.2	38.8	201.4	164.0	281.0	628.4	319.4	947.8	18.6	51.3	29.6
1957/58	120.9	114.4	276.0	215.3	450.6	683.9	347.2	1,031.1	34.4	62.0	43.7
1958/59	162.1	141.5	293.7	232.0	535.6	765.1	357.3	1,122.4	39.7	64.9	47.7
1959/60	169.9	181.6	275.6	193.9	545.4	869.8	396.5	1,266.3	40.4	48.9	43.1
1960/61	179.0	224.1	328.1	232.7	635.8	990.4	487.9	1,478.3	40.7	47.7	43.0
第2次 計画 期計	710.1	700.4	1,374.8	1,037.9	2,440.4	3,937.6	1,908.3	5,845.9	35.8	54.4	41.7
1961/62	178.4	214.8	452.4	318.5	711.7	1,121.3	509.1	1,630.4	35.1	62.6	43.7
1962/63	224.1	219.9	523.5	378.8	822.8	1,260.9	546.7	1,807.6	35.2	69.3	45.5
1963/64	259.5	234.0	624.0	444.6	938.1	1,412.5	689.7	2,102.2	34.9	64.5	44.6
1964/65	257.9	285.8	680.1	464.1	1,007.8	1,584.7	771.6	2,356.3	34.3	60.1	42.8
1965/66	276.1	348.4	821.4	545.2	1,169.7	1,892.2	930.8	2,823.0	33.0	58.6	41.4
第3次 計画 期計	1,196.0	1,302.9	3,101.4	2,151.2	4,650.1	7,271.6	3,447.9	10,719.5	34.4	62.4	43.4
1966/67	372.4	408.5	920.4	628.3	1,407.2	2,194.3	869.6	3,063.9	35.6	72.0	45.9
1967/68	415.6	465.6	867.3	490.7	1,371.9	2,333.9	887.1	3,221.0	37.8	55.3	42.6
1968/69	490.7	493.4	887.5	309.7	1,293.8	2,647.5	979.8	3,627.3	37.2	31.6	35.7
年次計画 期計	1,278.7	1,367.5	2,675.2	1,426.7	4,072.9	7,175.7	2,736.5	9,912.2	36.9	52.1	41.1
1969/70	621.3	531.2	1,029.5	398.2	1,550.7	3,101.4	937.7	4,039.1	37.2	42.5	38.4
1970/71	755.3	576.0	1,010.0	350.5	1,681.8	3,389.8	1,079.3	4,469.1	39.3	32.5	37.6
1971/72	941.9	875.9	1,201.4	366.2	2,184.0	4,038.6	1,267.1	5,305.7	45.0	28.9	41.2
1972/73	1,066.6	926.4	1,948.6	1,272.3	3,265.3	4,981.9	1,493.9	6,475.8	40.0	85.2	50.4
1973/74	1,162.4	937.2	(1,527.5) <sup>2)</sup>	(851.2)	(2,844.2)	2,317.6	5,669.3	2,591.5	37.0	(57.0) <sup>2)</sup>	(43.9)
第4次 計画 期計	4,547.5	3,846.7	6,742.4	218.0	2,605.2	10,999.4	21,181.0	8,260.8	39.6	8.4	28.0
			(6,321.3) <sup>2)</sup>	(2,184.1)	(10,578.3)	21,181.0	7,369.5	28,550.5	39.6	(29.6) <sup>2)</sup>	(37.0)
1974/75	1,228.5	1,021.6	1,075.2	220.0	2,470.1	6,036.9	2,596.6	8,633.5	37.3	8.5	28.6
1975/76	1,599.1	1,218.5	1,294.3	86.9	2,904.5	6,966.5	3,490.8	10,457.3	40.4	2.5	27.8
1976/77	1,679.8	1,505.2	1,446.2	241.4	3,426.4	7,940.2	3,931.7	11,871.9	40.1	6.1	28.9
1977/78	1,805.8	1,838.1	1,910.9	610.7	4,254.6	8,911.4	4,446.6	13,358.0	40.9	13.7	31.9
1978/79	1,952.8	2,472.7	3,229.7	1,771.3	6,196.8	10,511.3	5,267.3	15,778.6	42.1	31.3	39.3
第5次 計画 期計	8,266.0	8,056.1	8,956.3	2,930.3	19,252.4	40,366.3	19,733.0	60,099.3	40.4	14.8	32.0
					(18,701.4) <sup>2)</sup>	40,366.3	19,733.0	60,099.3	40.4	14.8	(31.1) <sup>2)</sup>

インド財政における中央・州関係(II)

1979/80	3,407.8	2,083.1	2,668.5	1,287.0	6,777.9	12,081.1	6,008.1	18,089.2	45.4	21.4	37.5
1980/81	3,788.9	2,622.6	3,021.9	776.8	7,188.3	14,807.8	7,962.1	22,769.9	43.3	9.7	31.6
1981/82	4,259.7	2,726.4	3,372.5	1,123.8	8,109.9	17,075.3	8,495.5	25,570.8	40.9	13.2	31.7
1982/83	4,632.7	3,381.5	5,908.9	3,465.9	11,480.1	20,237.4	8,859.1	29,096.5	39.6	39.1	39.5
1983/84	5,007.8	4,092.7	(4,165.4) <sup>1)</sup>	(1,722.4)	(9,736.6)					(19.4) <sup>1)</sup>	(33.5)
第6次			4,902.6	1,835.4	10,935.9	23,803.3	9,864.5	33,667.8	38.2	18.6	32.5
計画											
期計	21,096.9	14,906.3	19,874.4	8,488.9	44,492.1	88,004.9	41,189.3	129,194.2	40.9	20.6	34.4
			(18,130.9) <sup>1)</sup>	(6,745.4)	(42,748.6)					(16.4) <sup>1)</sup>	(33.1)

(出所) 1951/52~72/73年度は、*Reserve Bank of India Bulletin*, 第28巻第9号, 1974年9月。それ以降は同誌各号。

(注) 1) 純貸付=粗貸付-(利子支払+元本返済)。2) 42.11億ルピーの一時貸付を除く。3) 55.1億ルピーの特別中央貸付を除く。4) 174.35億ルピーの当座貸越解消用の貸付を除く。